

令和元年10月1日からの変更内容

1 使用料の額

(1) ホール、講習室、集会室、和室及び音楽室を使用する場合

区 分		使用料の額			
		3時間まで		3時間を超える1時間までごと	
		現 行	改 正	現 行	改 正
広島市中央 勤労青少年 ホーム	ホール	6,960円	7,080円	2,320円	2,360円
	講習室 集会室 和室	1室につき 1,380円	(現行に同じ。)	1室につき 460円	(現行に同じ。)
	音楽室	4,170円	4,230円	1,390円	1,410円
広島市安佐 勤労青少年 ホーム	ホール	6,960円	7,080円	2,320円	2,360円
	講習室 集会室 和室 音楽室	1室につき 1,380円	(現行に同じ。)	1室につき 460円	(現行に同じ。)
	講習室 集会室 和室 音楽室	1室につき 1,380円	(現行に同じ。)	1室につき 460円	(現行に同じ。)

(2) 体育室を使用する場合

区 分		使用料の額			
		3時間まで		3時間を超える1時間までごと	
		現 行	改 正	現 行	改 正
広島市中央 勤労青少年 ホーム	小人	5,220円	5,310円	1,740円	1,770円
	大人	9,180円	9,330円	3,060円	3,110円
広島市安佐 勤労青少年 ホーム	小人	2,220円	2,250円	740円	750円
	大人	3,840円	3,900円	1,280円	1,300円
広島市佐伯 勤労青少年 ホーム	小人	3,720円	3,780円	1,240円	1,260円
	大人	6,510円	6,600円	2,170円	2,200円

(3) 屋外施設を使用する場合

区 分		使用料の額 (1時間までごとに)	
		現 行	改 正
庭球場	小人	260円	(現行に同じ。)
バレーボール場	大人	510円	(現行に同じ。)

(4) 附属設備を使用する場合

区 分		単 位	使用料の額	
			現 行	改 正
16ミリ映写機		1式1回につき	2,680円	2,720円
拡声装置		1式1回につき	2,160円	2,200円
卓球台	小人	1台につき	160円	(現行に同じ。)
	大人	1時間までごとに	300円	(現行に同じ。)